

博士後期課程学生の研究補助業務実施要項

(平成 17 年 4 月 14 日専攻長会議決定)

第 1 趣 旨

この実施要項は、北海道大学大学院情報科学研究科及び大学院情報科学の博士後期課程学生（以下「学生」という。）に対して、本学院の一般運営財源によりリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）として採用することにより経済的支援を行い、学生の教育・研究環境の充実を図ることを目的とする。

第 2 対象者

この実施要項による支援の対象者は、博士後期課程学生のうち、標準修業年限内の学生とする。

ただし、次の 1) から 4) のいずれかに該当する者は除くものとする。

- 1) 社会人（有職者）のうち、会社等から給与又は経済的支援を受けている学生
- 2) 奨学金・フェローシップ・RA 給与・その他生活支援金等として、以下の期間につき 48 万円（月額 8 万円相当）を超える助成を受けている（予定を含む）学生

RA採用期間	奨学金・フェローシップ・RA給与・その他生活支援金等受給者の申請可否判定期間
第 1 期（7 月～11 月）	RA採用予定期間が属する年度の 4 月～9 月
第 2 期（12 月～2 月）	RA採用予定期間が属する年度の 10 月～3 月

- 3) 休学中の者、留学中の者及び他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることが認められた学生
- 4) RA への採用を希望しない学生

第 3 申請条件

第 2 の対象者は、授業料免除申請を行っていることを必須とする。

特別な事由により当該申請を行っていない場合には、教育企画室での審査が必要となるため、学院 RA による経費支援が真に必要な理由について詳細な理由書（様式任意）を提出するものとする。

第 4 申請方法

RA を希望する学生の指導教員は、第 2 の対象者及び第 3 の申請条件を確認の上、当該年度の募集通知（半期毎の年 2 回）による期日までに、必要書類を教育企画室長（事務担当：情報科学研究院事務課）に申請するものとする。

第 5 審査・決定機関

指導教員の申請に基づき教育企画室において審査の上、運営会議において各年度の予算を考慮して採用者を決定する。採否結果は指導教員に通知する。

第 6 採用の期間等

- 1) RA 採用の期間は、第 1 期（7 月～11 月）、第 2 期（12 月～2 月）を原則とする。
- 2) 勤務する時間は、年間 400 時間（第 1 期 200 時間、第 2 期 200 時間）を上限とする。

ただし、授業料減免対象者については、全額減免、半額減免、4 分の 1 減免又は不許可に応じて、勤務する時間（RA 採用の期間毎）を下表のとおり調整する。

全額減免	半額減免	1/4 減免	不許可
0 時間(不採用)	100 時間以内	150 時間以内	200 時間以内

※外国人留学生の資格外活動許可、奨学金・フェローシップ・RA 給与・その他生活支援金等の財源元の制約等により、さらに調整を行う場合がある。

第7 RAの職務内容及び待遇等

RAの職務内容及び待遇等は、国立大学法人北海道大学リサーチ・アシスタント実施要項（平成8年7月24日 総長裁定）の定めによるものとする。

第8 採用手続き

採用の手続き等は、当該学生が指導教員を通じて、必要書類を情報科学研究院事務課に提出するものとする。

第9 対象外となった学生に対する措置

この実施要項によりRAに採用された学生のうち、その採用期間中に第2第1項のただし書の規定により対象外となった学生、その他RAとして勤務することが適当ではない学生は、当該事由の期間その採用を取り消すものとする。対象外の事由が生じた場合、当該学生の指導教員は、速やかに教育企画室長にその旨報告しなければならない。

第10 その他

RAの給与は、本人の所得として加算対象となるので、次の申請等に当たっては留意すること。

- 1) 授業料免除申請
- 2) 日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学金申請
- 3) 親族の健康保険等の被扶養者として認定を受ける場合
- 4) 国民年金学生納付特例制度

附記

この要項は、平成17年4月14日から実施する。

附記

この要項は、平成19年5月21日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附記

この要項は、平成23年4月7日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附記

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附記

この要項は、平成24年5月10日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附記

この要項は、平成27年5月7日から実施する。

附記

この要項は、平成28年5月12日から実施する。

附記

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附記

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 平成31年3月31日に情報科学研究科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者の博士後期課程学生の研究補助業務実施要項に関することについては、本学院が行うものとする。

附記

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附記

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附記

この要項は、令和4年1月6日から実施し、令和4年4月1日から適用する。